

規則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月八日

島根県規則第八十六号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和四十五年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五支庁及び農林振興センターの項中第二十八号を第二十九号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一二十三号地方機関の長専決事項の欄の1中「がんばる島根農林総合事業」の下に「、地域アグリビジネス支援事業」を加え、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域アグリビジネス支援 事業に関する事務	1 事業実施計画を承認し、又は変更の承認をする こと。
---------------------------	--------------------------------

この規則は、公布の日から施行する。

告示

島根県告示第六百七十六号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成二年島根県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月八日

別表中備考以外の部分を次のように改める。

島根県知事 澄田信義

別表（第二条関係）

中山間地域活性化資金の種類												融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合		利子補給率	
一 指置要綱第二の二の(一)の加工流通施設整備資金												貸付期間が七年以内の場合		貸付期間が七年を超え八年以内の場合	
二 措置要綱第二の二の(二)の保健機能増進施設整備資金												貸付期間が八年を超え十年以内の場合		貸付期間が十年を超えて十一年以内の場合	
三 措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備	農業協同組合等に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	大企業以外の者に貸し付ける場合	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分
年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・五パーセント	年一・七五パーセント	年一・七五パーセント	年一・七五パーセント	年一・〇パーセント	年一・二五パーセント	年一・二五パーセント	年一・五パーセント	年一・五パーセント	年一・五パーセント	年一・〇五パーセント	年一・六五パーセント	年一・〇五パーセント
年○・四パーセント	年○・四パーセント	年○・四パーセント	年○・四パーセント	年○・六五パーセント	年○・六五パーセント	年○・六五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・四五パーセント	年○・二五パーセント
年○・〇五パーセント	年○・〇五パーセント	年○・〇五パーセント	年○・一五パーセント	年○・五五パーセント	年○・五五パーセント	年○・五五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・二五パーセント	年○・二五パーセント
年○・八五パーセント	年○・八五パーセント	年○・八五パーセント	年○・一五パーセント	年○・三五パーセント	年○・三五パーセント	年○・三五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・一五パーセント	年○・二五パーセント	年○・二五パーセント

島根県報

附 則

- 1 この告示は、平成十五年八月八日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年七月十八日から適用する。
- 2 平成十五年七月十八日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成）二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官依命通知）第四の三の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第六百七十七号

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のよう
に改正し、平成十五年七月十八日から適用する。

平成十五年七月十八日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七
年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金に
ついては、なお従前の例による。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

表中「年〇・六五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

島根県告示第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
八束郡鹿島町土地改良区	七田地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年七月三十日

島根県告示第六百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
八束郡鹿島町土地改良区	亀尻地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年七月三十日

- 島根県告示第六百七十八号
- 島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第九十二号）
の一部を次のように改正する。
- 平成十五年八月八日
- 島根県知事 澄田信義
- 別表貸付条件の欄中「年〇・七パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年八月八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、

平成十五年七月十八日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用
し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例に
よる。

島根県告示第六百八十一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八

条第一項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

道路の種類		路線名		道路の区間		の区間		変更前の別	敷地の幅員	の区域	延長	管轄する隠岐支庁又は土木建築事務所の名称	
県道	八束松江線	田所国府線	中村津戸港線	八束郡八束町大字江島一一番二地先から同町大字馬渡二六四番二地先まで	八束郡八束町大字江島一一二八番二二地先から同町大字入江一二〇四番二地先まで	邑智郡瑞穂町大字市木四一九番七地先から同大字四八〇番四地先まで	三・八〇メートル	三・八〇メートル	四七六・〇〇メートル	四七六・〇〇メートル	四七六・〇〇メートル	四七六・〇〇メートル	
後 B	前 A	後 A	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	前 A	後 B	
四〇〇八五〇	四〇〇九〇〇	四〇〇九〇〇	四〇〇九〇〇	八〇〇八〇〇	六〇〇八〇〇	三〇〇八〇〇	二〇〇八〇〇	一〇〇八〇〇	三・八〇メートル	三・八〇メートル	四七六・〇〇メートル	四七六・〇〇メートル	
四九三・五〇	四九三・五〇	四九三・五〇	四九三・五〇	一九四・〇〇	一九四・〇〇	一九四・〇〇	一九四・〇〇	一九四・〇〇	六、一七一・七〇	六、一七一・七〇	四七六・〇〇メートル	四七六・〇〇メートル	
隠岐支庁				川本土木建築事務所		松江土木建築事務所		道路改良工事		拡幅		延伸	
仮設道設置				上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ		”		道路改良工事		拡幅		延伸	

島根県告示第六百八十二号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

県道	道路の種類	路線名	供用開始の区間
静間久手停車場線			
大田市鳥井町鳥越字迫一六七三番一地先から同町字新田一〇一四番一地先まで			

島根県告示第六百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条
第一項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、
同条第三項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県知事 澄田信義

一 区域の名称 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次に結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線により囲まれた区域

							大原	郡市
							加茂	町村
							立原	大字
								字
五二〇番	五一八番	五一七番一	五一三番	八一六番一	五七〇番	五一九番三	五二二番一	地番
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	標柱番号

号と十二号を結んだ線により囲まれた区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次に結んだ線及び標柱一

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
大原	木次	里方			
				一〇六六番六	一号
				一三二一四番一	二号及び三号
				一三一八番一	四号
				一三一五番一	
				一〇一八番一	
				一〇一三番	
				一三三三番一〇	
				一三三三番二〇	
				一三二一四番一五	
				一三二一四番一六	
				一〇六六番六	
				十二号	

一 地域の名称 上ゲⅢ

二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十九号までを順次に結んだ線及び標柱一
号と十九号を結んだ線により囲まれた区域

										郡 市
									木次	町 村
									里方	大 字
										字
										地 番
一〇六六番六	一三三四番一四	一三三四番一五	一三三三番二	一三三三番二〇	一〇三三番	一〇一八番一	一三一五番一	一三一八番一	一〇六六番六	一〇六六番六
十一号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	二号及び三号	二号及び三号
十二号										標 柱 番 号

一	区域の名称	上ヶIII
一	土地の表示	

		出雲	郡市
		上島	町村
			大字
		手作	字
五一八番一	五七四番	五八一一番	地番
三号	二号	一号	標柱番号

区域の名称		一 土地の表示			
江津	郡市	松川	町村	太田	太田2
太田	大字				
	字				
	地		番		
	番				
一八二番	七〇三番一	七〇四番六	一七九番	一七九番	一
六号	四号及び五号	三号	二号	一号	標柱番号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次に結んだ線及び標柱一と六号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	番号	地番	標柱番号
美濃	郡市	美都	町村	遠田	一號	益田	一號
		仙道	大字		二號		二號
			字		三號		三號
			地番	三三四八番一	四號	三三五七番二	四〇一九番四
				三三四六番	五號	三三七二番三	四〇一九番一
				四〇一三番一	六號	四〇一三番一	三三五七番二
				七號			三三七二番三

鹿足	郡市
日原	町村
須川	大字
はさま	字
一六五五番一	地番
一号	標柱番号

号と十四号を結んだ線により囲まれた区域

一 区域の名称 二 土地の表示 下左證

						郡市
					美濃	
				都茂	都	町村
					大字	
					字	
一九三六番四	一九三五番一	四三五八番一	一九〇一番五	一九三四番一	一九三六番一	地番
六号	五号	四号	三号	二号	一号	標柱番号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一號から六號までを順次に結んだ線及び標柱一號と六號を結んだ線により囲まれた区域

一 区域の名称 二 土地の表示 郷下

一九七八番二	一九六六番一	二五六三番一	四九〇番四	四九〇番六	四九一番	四九二番一	四七〇番二	四六六番一
六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号

号と十六号を結んだ線により囲まれた区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次に結んだ線及び標柱一

一 地域の名称 二 土地の表示

			益田	郡市
			土田	町村
				大字
				字
				地番
七四三番三	七四三番一	五三六番	五三七番一	九号及び十号
十三号	十二号	十一号		標柱番号

昭和五十九年三月三十日島根県告示第四百二十三号で指定した標柱一号と二号を結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱九号から十三号までを順次に結んだ線、標柱一号と九号を結んだ線及び標柱二号と十三号を結んだ線により囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	番号	柱標号
益田	東			口六七五番一	一号	
				口二四三番	二号から五号まで	
				口二四五番	六号	
				口六二八番一二八	七号から九号まで	
				口六二八番一五〇	十号及び十一号	
				口六二八番一六五	十二号及び十三号	
				口六二八番一二九	十四号及び十五号	
				口六二八番一六二	十六号	

公

告

別紙図面は、益田土木建築事務所及び六日市町役場に備えて一般の縦覧に供する。
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月八日

一 申請のあった年月日
平成十五年七月三十一日二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 島根県障害者スポーツ射撃協会三 代表者の氏名
伊藤 寛四 主たる事務所の所在地
松江市雜賀町五九五番地七五 定款に記載された目的
この法人は、島根県障害者のスポーツ射撃界を統括し、代表する団体として障害者スポーツ射撃を振興することにより、障害者の機能回復と健康の増進を図るとともに、障害者の社会的自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉に寄与することを目的とする。六 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書七 縦覧期間
申請書を受理した日から二月間八 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎一階）

備考

別紙図面位置に、道路側溝及び境界ブロックを設置して標示する。

五 指定の年月日及び番号
平成十五年七月三十日 第三号

特定非営利活動法人の事務所の所在地を記載する際又は総務事務所

(2) 電話 (0852) 26-0110 内線2235~2236

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年8月8日

島根県警察本部長 鎌田聰

1 入札の内容

(1) 入札の件名

男性警察官用冬服上衣、冬服ズボン及び冬活動服の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年11月28日

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(3) 島根県内に本店を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

(2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成15年8月8日から8月21日までの間（土日、休日を除く）、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は午前9時から午後5時までとする。）

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月25日（月）15時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間ににおいて、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

詳細は入札説明書による。

(11) 平成15年8月8日

島根県

- | | |
|---|--------------------|
| | (2) 入札説明書の交付期間及び方法 |
| 平成15年8月8日から8月21日までの間（土日、休日を除く）、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は午前9時から午後5時までとする。） | |
| (3) 入札の日時及び場所 | |
| ア 日時 平成15年8月25日（月）15時30分
イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室 | |
| 1 入札の内容 | |
| (1) 入札の件名
冬スーツの製造請負 | |
| (2) 入札案件の仕様及び数量等
入札説明書による。 | |
| (3) 納入期限
平成15年11月28日 | |
| (4) 入札方法
入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。 | |
| (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。 | |
| 2 入札参加資格 | |
| (1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。 | |
| (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が繼續中であるものでないこと。 | |
| (3) 島根県内に本店を有すること。 | |
| 3 入札書の提出場所等 | |
| (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1 | |
| 4 その他 | |
| (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨 | |
| (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。 | |
| (3) 契約保証金
契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。 | |
| (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望するものは、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。 | |
| 5 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。 | |
| 6 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。 | |
| 7 その他
詳細は入札説明書による。 | |

平成15年8月8日

根 県 報

- | | | |
|---|--|--|
| | | 次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。 |
| 平成15年8月8日 | | |
| 1 入札の内容 | | |
| (1) 入札の件名 | | |
| 原動機付自転車の購入 | | |
| (2) 購入物品の仕様等 | | |
| 入札説明書による。 | | |
| (3) 納入期限 | | |
| 平成15年10月31日 | | |
| (4) 入札方法 | | |
| 入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。 | | |
| (5) その他 | | |
| 郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。 | | |
| 2 入札参加資格 | | |
| (1) 島根県の定める「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。 | | |
| (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。 | | |
| 3 入札書の提出場所等 | | |
| (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 | | |
| 〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1 | | |
| 島根県警察本部警務部会計課用度係 | | |
| 電話 (0852) 26-0110 内線2235~2236 | | |
| (2) 入札説明書の交付期間及び方法 | | |
| | | (3) 入札の日時及び場所 |
| | | ア 日時 平成15年8月25日(月) 14時 |
| | | イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 入札室 |
| 4 その他 | | |
| (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 | | |
| 日本語及び日本国通貨 | | |
| (2) 入札保証金 | | |
| 契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。 | | |
| (3) 契約保証金 | | |
| 契約額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。 | | |
| 5 入札の無効 | | |
| 本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。 | | |
| 6 落札者の決定方法 | | |
| 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。 | | |
| 7 その他 | | |
| 詳細は入札説明書による。 | | |
| | | 競争入札用紙 |
| | | 販売金額(税込) + 10% + 10% + 10% + 10% + 10% |
| | | 販売金額(税込) (留保) [10% + 10% + 10% + 10% + 10%] 第1引当額 10% + 10% + 10% + 10% + 10% = 50% + 10% + 10% + 10% + 10% = 100% |

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県大田市・邇摩郡第一支部	竹腰創一	齊藤寛	大田市大田町大田イ四四三一一一

二 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
藤原ひさこ後援会	藤原久子	井上芳美	仁多郡仁多町大字下阿井一〇八五
日本共産党岩本由美子後援会	田中幾太郎	安達美津子	益田市高津六一一二一
金山寿忠後援会	石田周三	石田周三	大原郡木次町木次二三〇
大田耕土後援会	米津弘基	大田滋子	隱岐郡西郷町大字中町字目貫の四、五三一一
美保関町をおもい、よくする会	永田一郎	永田典子	八束郡美保関町大字森山七二七
加納仁司後援会	森脇和夫	加納弘範	八束郡大東町飯田三七
荒木敏衛後援会	石川幸男	原順吉	松江市うぐいす台四一
石川幸男後援会			

桑原明義支援者会

桑原明義

桑原利博

簸川郡湖陵町差海一七

福間よしあき後援会

長妻良昭

岩田修身

大原郡大東町大字南村一七四

渡部満憲後援会

長妻良昭

藤原義夫

大原郡大東町大字遠所六七〇

中村敏之後援会

渡部満憲

藤原義夫

大原郡美保関町大字北浦三二五

内田孝志後援会

大西健吉

谷口良雄

大原郡大東町飯田八二一一

渡部敏夫後援会

青木亨介

内田宣男

大原郡木次町大字上熊谷七一二一

安原しげたか後援会

大西健吉

谷口良雄

大原郡大東町飯田八二一一

斐友会

飯浜位夫

金山信夫

大原郡木次町大字大東一〇八八一七

み澄みの風(街・人・土)

池田哲夫

永戸富夫

大原郡斐川町大字求院一三八九

門脇誠三後援会

飯浜位夫

市場康夫

大原郡三隅町岡見五八〇一一

後援会

平坂常弘

永戸富夫

那賀郡斐川町大字求院一三八九

石飛三津男後援会

安部健一

小室年雄

大原郡西郷町大字中町字目貫の一、七

長岡秀人後援会

石飛三津男

安部健一

大原郡湖陵町大字板津一四一三

石飛三津男後援会

石飛直樹

小室年雄

大原郡木次町大字木次一四一九一四

岩佐ゆきお後援会

長岡秀人

荒木貫

大原郡木次町大字東日一

石江良治を励ます会

小林知男

長岡秀人

大原郡木次町大字木次一四一九一四

荒木敏衛後援会

石原太千男

本田典弘

大原郡木次町大字東日一

村上義一後援会			全国エルピーガス政治連盟島根県支部	新生会	内藤よしひで後援会	福代秀洋後援会	女性入党島根県支局	石飛三津男後援会	原敏夫後援会	角田正紀後援会	湖陵町澄田信義後援会
会計責任者	主たる事務所の所在地	名前	政治団体の名称	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
村上 照光	鹿足郡日原町大字扇町 一八八一	村上義一後援会	立林 勇郎	藤田 恵子	伊藤 熙司	岸 征男	山本由美子	三原 健史	飯島 一輝	花井 深	園山 長俊
村上 義一	鹿足郡日原町大字富田 イ三三二一一	村上けいぞうを歩む会	和田 卓也	柳原 正志	高橋 義則	福代 明正	岩崎美智子	石飛三津男	飯島 淳人	青砥 邦之	中島 康男

島根県歯科医師連盟	長岡秀人後援会	良進会	勝部加代後援会	出雲市澄田信義後援会	青山眞一郎後援会	斐友会	斎藤和善後援会	藤山会	藤原政文後援会
会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
仲佐 善昭	平田市東福町四一六	森上 秀雄	邑智郡石見町大字矢上 三九〇四	松江市東津田町五三 九一一	出雲市今市町北本町 二一五一三	青山 和敏	青山 正夫	古川 静男	泉 道夫
倉塙 保	平田市平田町二四七 一一一	三宅 辰造	邑智郡石見町大字矢上 九四九一一	松江市寺町一四八	出雲市姫原四一八一三	安達 博	安達 繁久	永戸 富夫	林 輝雄

二 その他の政治団体

自由連合島根県総支部	名 称	一 政 党	解 散 年 月 日
平成十五年三月二十七日	島根県選挙管理委員会委員長 津田和美		

島根県選挙管理委員会告示第六十三号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	会計責任者
松江市議会明政クラブ	後藤 眺一	平田市国富町七九七	田中 弘光	小立 博己	遠藤 善美
三菱農機労働組合政治活動委員会	多久和英紀	平田市西平田町一一一	遠藤 渡	坂田 幸男	遠藤 善美
島根県社会保険労務士政治連盟	小林 良一	平成十四年六月十三日	篠原 克介	後援会	を励ます会
	陶山 垂美	平成十五年四月三十日	徳原 繁一	後援会	平成十三年一月二十日
		平成十五年四月三十日	藤原 幸友	後援会	岩谷 博
		平成十五年四月三十日	矢野 潔	後援会	後援会
		平成十五年四月三十日	吉岡 勝三	後援会	倉塙 保
		平成十五年四月三十日	森脇 洋二	後援会	
		平成十五年四月三十日	佐々木恵二	後援会	
		平成十五年四月三十日	荒木敏衛	後援会	
		平成十五年四月三十日	友塚 正巳	後援会	
		平成十五年四月三十日	平成十五年三月四日	平成十五年三月四日	平成十五年三月十一日

名 称	解 散 年 月 日
荒木敏衛後援会	平成十五年三月十一日
友塚正巳後援会	平成十五年三月四日
佐々木恵二後援会益田支部	平成十五年三月三十一日
吉岡勝三後援会	平成十五年三月二十三日
森脇洋二後援会	平成十五年四月二十一日
矢野潔後援会	平成十四年十二月三十一日
吉岡勝三後援会	平成十五年三月三十一日
佐々木恵二後援会益田支部	平成十五年三月二十三日
友塚正巳後援会	平成十五年三月四日
荒木敏衛後援会	平成十五年三月十一日

島根県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者 者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	氏 代表者 の名
牛尾 郁夫	議員	藤原 久子	仁多町議会	藤原 久子
益田市長	議員	木次町議会	仁多郡仁多町大字下 阿井一〇八五	藤原 久子
石西産業振興政経懇話会	斐友会	金山寿忠後援会	大原郡木次町大字木 次二三〇	金山 寿忠
七一五	長岡秀人後援会	渡部満憲後援会	大原郡西郷町大字中 町字目貫の四、五 三一一	渡部 満憲
益田市中須町五〇	平田市平田町二四七	大原郡大東町大字遠 所六七〇	大原郡大東町大字三 七七	石川 幸男
牛尾 郁夫	長岡 秀人	池田 哲夫	渡部 満憲	石川 幸男

島根県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者 者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容
三島 治	三島治後援会	主たる事務所の所在地	新 松江市西津田 五一一三九四
石橋 良治	良進会	主たる事務所の所在地	旧 松江市南田町二 一
森上 秀雄	邑智郡石見町大字矢上三九〇四	会計責任者	
三宅 辰造	邑智郡石見町大字矢上九四九一		

島根県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平成十五年八月八日印刷

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町
松島陽印刷所

定価一箇月 金一千四百二十円 (送料共)

毎週火・金曜日発行

届出をした 者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の 所在地
友塚 正巳	議員	藤原 幸友	徳原 繁一
仁多町議会	仁多町議会	浜田市議会	浜田市港町二八五七
友塚 正巳後援会	藤原 幸友後援会	徳原 繁一後援会	七
倉二九	仁多郡仁多町大字鴨 村五七	仁多郡仁多町大字郡 村五七	仁多郡仁多町大字郡 村五七
友塚 正巳	藤原 幸友	徳原 繁一	氏代表者 名